

社員総会運営規程

第1条 本規程は、一般社団法人みかた麴社舎（以下、当法人という）の社員総会の運営に関して定める。

第2条 当法人の社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第35条から第59条の規定に従い運営するものとする。

第3条 社員総会の決議にあたっては、当該決議について特別の利害関係を有する社員を除いた上で行うものとする。

第4条 本規程の改廃は、社員総会の決議によるものとする。

附則

本規程は、令和3年5月25日より施行する。